

基本理念

誰もが安全・安心に暮らせるDVのない地域社会をめざす。

(※DV：配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）)

計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス、以下「DV」という）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。
 DVの被害者は多くの場合女性であり、女性の人権を著しく侵害し、男女共同参画社会の実現を妨げるものとなっています。
 DVは、被害者の命や身体に危害を及ぼしたり、精神的に有害な影響を及ぼす可能性が高いにもかかわらず、家庭内において発生することが多いため潜在化しやすく、外部から発見されにくい状態にあり、DVのある家庭では、面前DVを含め、その子どもへの虐待も併行して発生している場合が多くみられます。
 また、近年、DVに対する意識の高まりとともに、デートDVや心理的DVに対する訴えも増加しています。
 このように、DVへの対策は、喫緊の課題となっています。
 県は、DVを容認しない社会の実現のため、県民に対して理解と協力を求めるとともに、県、市町村及び関係機関等が、相互に連携協力を図り、さまざまな観点からの幅広い取り組みを推進します。

計画の位置づけ

○本計画は、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第1項に基づき策定する。

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成十三年法律第三十一号)(抄)
(都道府県基本計画等)
第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。
2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本方針
二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
3(略)
4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

計画期間

○本計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とする。
 ※法律及び基本方針が見直された場合や、新たに盛り込むべき施策等が生じた場合には、状況に応じ見直しを行う。

計画の実現に向けた考え方

県は、以下の視点から計画の実現に向けて取り組めます。

- ① 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備
 県、市町村及び関係機関等は、相互に連携協力を図り、情報提供や研修機会を設けながら、DV対策への幅広い取り組みを推進します。
- ② 未然防止に向けた配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成
 県民が「DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である」ことを認識し、DVに対して更なる理解が図られるよう、県民に対する啓発を推進します。
- ③ 被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化
 DV被害の早期発見・通報体制の充実と共に、DV被害者がいつでも安心して相談することができ体制の充実を図ります。
- ④ 被害者を迅速安全に保護する体制の強化
 DV被害者が安全かつ速やかに避難し、被害者が安心できる安全な保護体制の確保を図ります。
- ⑤ 被害者の自立支援の強化
 DV被害者の自立支援のため、様々な分野や機関の連携により、総合的な支援を進め、就業支援、住宅支援、同伴する子どもへの支援の強化を図ります。

スケジュール

平成29年9月5日	第1回 配偶者等からの暴力被害者支援協議会
10月12日	第2回 配偶者等からの暴力被害者支援協議会
平成30年1月	パブリックコメントの実施
～2月初旬	県議会厚生委員会及び
2月	少子化対策・女性の活躍促進特別委員会に説明
3月	第4次計画策定

「奈良県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第4次)」における施策体系・取組について(案)

基本目標	重点目標	取組方針、具体的施策
1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくりのための推進体制整備	(1) 県配偶者暴力相談支援センターにおける支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害者の相談、保護、自立支援体制の充実、県内におけるDV支援の中核施設として機能強化 ○ DV被害者のワンストップ窓口として、福祉制度利用等の効果的な活用を推進 ○ 相談員の資質の向上に向けた研修 ○ 市町村や関係機関等との連携による被害者支援の強化 ○ DVの相談状況及び一時保護の被害者状況の分析、分析を踏まえた支援の充実
2 未然防止に向けた配偶者等からの暴力を許さない意識の醸成	(2) 市町村におけるDV被害者の相談をはじめとしたDV対策の強化、市町村への支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市町村によるDV被害者の相談をはじめとしたDV対策の強化、市町村への支援の強化 ○ 市町村に基本計画の策定促進 ○ 市町村に配偶者暴力相談支援センターの設置促進 ○ 市町村職員等を対象としたDVの理解を深める研修会開催 ○ DV相談の手引策を活用した、市町村の相談業務等への支援 ○ 県と市町村等との情報共有の推進
3 被害を早期発見し、安心して相談できる体制の強化	(3) 民間団体等関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「配偶者等からの暴力被害者支援協議会」を核とした関係機関との連携強化、様々な機関等における特性を活かした取組の拡充 ○ 民間団体等関係機関におけるDV被害者相談等の実施 ○ 民間団体等関係機関がより柔軟で機動的な被害者支援を行うための情報提供 ○ 民間団体等関係機関との協働による取組の拡充
4 被害者を迅速安全に保護する体制の強化	(1) 早期発見・通報体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な機会を活用して幅広い県民への意識啓発を市町村や関係機関等と連携して実施 ○ パーソナルポスター、ポスター、リーフレット、パンフレット、チラシ、啓発動画など様々なツールによる意識啓発・情報提供 ○ 啓発リーフレット、ポスター、パンフレット、チラシ、啓発動画など様々なツールによる意識啓発・情報提供 ○ 暴力防止に関するフォーラムや、広く県民が人権問題を身近に考える学習の機会となるイベント等の開催 ○ 互いの人権を尊重し、性別にかかわらず、その個性と能力を発揮することができる社会をめざし、子どもの発達段階に応じた人権教育の推進 ○ 学校でのスクールカウンセラーや出前講義、大学生や中高生等への啓発キャンペーンの実施 ○ ティー・D.V.の未然防止に向けた啓発活動の推進 ○ 生涯学習、地域における人権学習の推進 ○ DV被害経験者に対して、再び加害者となることがないよう、立ち直りの支援を実施 ○ 再犯防止と心のケアのための加害経験者向けカウンセリングの実施 ○ DV加害者が相談できる相談窓口の整備 ○ 日頃からDVに対する県民の意識向上や、関係機関との連携強化を図ることにより、DVの早期発見、早期通報につながる ○ 県民や関係機関に対するDV発見、通報のための広報・啓発 ○ 医療機関との連携強化(DV被害者対応マニュアルを活用した、周知・啓発等) ○ 民生委員・児童委員活動の推進 ○ 職務関係者(保健・福祉・教育関係者)への周知・啓発
5 被害者の自立支援の強化	(2) 被害者が相談しやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各相談機関の相談環境の整備・充実の推進 ○ 性別平等、被害者支援のためのワンストップ支援センターの整備 ○ 様々な相談ツール(チャット、メール、音声通話)による相談体制の充実 ○ 女性警察官による相談体制の充実 ○ 女性相談員の配置推進 ○ 各相談機関との連携強化、相談窓口の充実 ○ 相談員の資質の向上に向けた研修(再掲) ○ 職務関係者への講座・研修等を実施し、DVに関する諸制度、プライバシーの保護等の周知徹底
6 被害者が安心してできる安全な保護体制の確保	(3) 信頼できる相談員等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各相談機関の相談員や関係機関等の専門的知識の習得など資質向上を図り、対応力を強化 ○ 相談員の資質の向上に向けた研修(再掲) ○ 職務関係者への講座・研修等を実施し、DVに関する諸制度、プライバシーの保護等の周知徹底
7 被害者を迅速安全に保護する体制の強化	(4) 苦情処理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者等からの苦情に対して、迅速かつ適切な対応の実施 ○ 被害者の保護に関することに対して、被害者等からの苦情の申し出があった場合は、各関係機関が連携を図りながら、迅速かつ適切に対応 ○ 関係機関と連携して、被害者及び同伴する子どもを安全かつ速やかに一時保護 ○ 保護命令等申し立てへの支援
8 被害者が安心してできる安全な保護体制の確保	(1) 総合的な支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害者支援のワンストップ窓口として、福祉制度利用等の効果的な活用を推進(再掲) ○ 被害者及び同伴する子どもが安心してできる安全な保護体制を確保 ○ 被害者及び同伴する子どもに対する心のケアの充実 ○ 被害者及び同伴する子どもを加害者から守るため、相談関係機関、警察、福祉事務所、学校、保健所等との連携強化 ○ 外国人、高齢者被害者やLGBT等の人数を尊重した対応の徹底 ○ 被害者の個人情報に関するDV防止法などの分りやすい説明と、被害の拡大を予防、未然防止する対応の徹底 ○ 被害者による被害者に対するDV防止法などの分りやすい説明と、被害の拡大を予防、未然防止する対応の徹底
9 被害者の自立支援	(2) 就業支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害者支援のワンストップ窓口として、福祉制度利用等の効果的な活用を推進(再掲) ○ 母子福祉福祉基金貸付制度、生活福祉貸付金制度等の活用 ○ DV被害者の一時保護施設退所後の自立に向けた、関係自治体との連携推進 ○ 母子福祉福祉基金貸付制度、生活福祉貸付金制度等の活用 ○ DV被害者の一時保護施設退所後の自立に向けた、関係自治体との連携推進 ○ 母子福祉福祉基金貸付制度、生活福祉貸付金制度等の活用 ○ DV被害者の一時保護施設退所後の自立に向けた、関係自治体との連携推進
10 被害者の自立支援	(3) 住宅支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ DV被害者支援のワンストップ窓口として、福祉制度利用等の効果的な活用を推進(再掲) ○ 県営住宅等を利用したステップアップハウスの整備 ○ 公営住宅等における福祉向け住宅の設定 ○ DV被害者支援のワンストップ窓口として、福祉制度利用等の効果的な活用を推進(再掲) ○ 県営住宅等を利用したステップアップハウスの整備 ○ 公営住宅等における福祉向け住宅の設定
11 被害者の自立支援	(4) 同伴する子どもへの支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各関係機関と連携による、同伴する子どもへの支援の強化を図る ○ 被害者及び同伴する子どもに対する心のケアの充実(再掲) ○ 関係機関と連携し、子どもの情報を適切に管理するとともに、安全に就学できるように、学校関係者、スクールカウンセラーに対してDVに関する法制面についての周知徹底 ○ 教育委員会、学校等と連携し、同伴する子どもが安心して就学できるための情報交換等を行うことにより、被害者支援の充実 ○ 同伴する子どもに対する学習支援の充実